

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成31年3月20日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総総第1105号
平成31年3月14日

千葉市監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 中 島 賢 治 様
同 山 本 直 史

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第10号、平成28年度監査報告第11号、平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果 (指摘事項)	講じた措置
<p>1 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>(1) 交通誘導警備員の積算を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局：中央港14号線外3生活関連経路整備工事(中29-1)、下水道施設改良工事(新田28-1工区)]</p> <p>警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)によると、千葉県公安委員会が認定する路線で交通誘導警備業務を行う際には、検定合格警備員を1人以上配置しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、千葉県公安委員会が認定する路線であったにもかかわらず、検定合格警備員の単価で積算していなかった。</p> <p>交通誘導警備員の積算については、警備員等の検定等に関する規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>交通誘導警備員の積算については、平成30年12月3日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、警備員等の検定等に関する規則に基づき適正に設計するように、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、工事発注時に当該工事箇所が認定路線であるか確認できる資料として、認定路線を明記した路線図(各区別)に工事箇所を示して執行伺に添付するとともに、交通誘導警備員が適切に選択されているか確認を促す注意メッセージを表示するように土木工事積算システムを改良した。</p>
<p>2 契約について改善すべき事項</p> <p>(1) 中間技術検査対象工事の指定を適正に行うべきもの</p> <p>[建設局：真砂大橋補修工事(美29-1)、菅田跨線橋外1補修工事(緑29-1)、下水道施設改良工事(磯辺29-2工区)、下水道施設改良工事(高浜29-5工区)、二級河川坂月川河道築造工事(28-2工区)]</p> <p>千葉市土木工事技術検査基準によると、中間技術検査は当初請負契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事等を対象として実施するとされている。</p> <p>また、同技術検査基準によると、中間技術検査の対象工事は、特記仕様書で指定するものとされている。さらに、その実施回数及び実施する段階についても併せて指定するものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事5件においては、当初請負契約金額1億円以上かつ工</p>	<p>中間技術検査対象工事の指定については、平成30年12月3日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、千葉市土木工事技術検査基準に基づき、対象工事である旨など特記仕様書に明示するように、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、特記仕様書記載例を改定し、中間技術検査対象工事ごとの記載例を示した。</p>

<p>期が6ヶ月以上の工事であったにもかかわらず、特記仕様書で中間技術検査の対象工事である旨を指定せず、その旨を明示していなかった。</p> <p>中間技術検査の指定については、千葉市土木工事技術検査基準に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>3 施工について改善すべき事項</p> <p>(1) 金属の溶断作業における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>[経済農政局：道路整備工事(椎名崎29-1)]</p> <p>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)によると、事業者は、アセチレン溶接装置を用いて金属の溶接、溶断作業を行うときは、当該作業を行う者に保護眼鏡及び保護手袋を着用させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、金属(鉄筋)の溶断作業の際に、当該作業を行う作業員に保護眼鏡を着用させていなかった。</p> <p>金属の溶断作業においては、労働安全衛生規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>金属の溶断作業における作業員の安全確保については、平成30年12月21日に農政部長から部内工事担当課長に対し、文書で通知し、受注者へ指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、安全パトロールで使用する安全点検調査票の点検項目に有害作業を追加し、現場点検時に確認することとした。</p>
<p>3 施工について改善すべき事項</p> <p>(2) ロープ高所作業における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：急傾斜地崩壊防止工事(園生町29-1工区)]</p> <p>平成28年1月1日に改正し施行された労働安全衛生規則によると、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ(メインロープ)に加え、安全帯を取り付けるためのロープ(ライフライン)を設けなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、作業床の設置が困難な高さが2メートル以上の斜面で、ロープにより身体を保持するロープ高所作業をしていたにもかかわらず、メインロープ1本だけで作業し、安全帯を取り付けるためのライフライン</p>	<p>ロープ高所作業における作業員の安全確保については、平成30年12月3日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、労働安全衛生規則に基づき、メインロープ以外にライフラインを設けるよう受注者へ指導するとともに、作業員全員に周知する旨を施工計画書に記載させるよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、急傾斜地崩壊防止工事の特記仕様書に「ロープ高所作業を行うときは、メインロープとライフラインを設け」という記述を追加するとともに、都市河川課の安全パトロールで使用する安全点検調査票の重点項目に</p>

<p>の設置がされていなかった。 ロープ高所作業においては、労働安全衛生規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>追加し、現場点検時に確認することとした。</p>
<p>3 施工について改善すべき事項 (3) 含鉛塗料のかき落とし作業における作業員の安全を確保すべきもの [建設局：邊田前橋補修工事（若29-1）] 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）によると、事業者は、含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落とし業務に、労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならないとされている。 しかしながら、本工事においては、鉛等有害物質を含有する既設劣化塗膜を除去する作業工程の一部で、作業員に呼吸用保護具を使用させていなかった。 含鉛塗料のかき落とし作業においては、鉛中毒予防規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>含鉛塗料のかき落とし作業における作業員の安全確保については、平成30年12月3日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、鉛中毒予防規則に基づき、呼吸用保護具等を使用するよう受注者へ指導するとともに、作業員全員に周知する旨を施工計画書に記載させるよう、所属職員へ周知徹底を図った。 また、橋梁補修工事の特記仕様書に「鉛中毒予防規則に基づき含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落とし業務の際には、呼吸用保護具を作業員に使用させる。」という記述を追加するとともに、千葉市建設工事等安全対策委員会の土木部会及び道路部会における安全点検調査票の点検内容に「保護具（保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等）の着用」を明記し、現場点検時に確認することとした。</p>
<p>3 施工について改善すべき事項 (4) 安全に関する研修・訓練等の実施を適正に行うべきもの [建設局：幕張本郷松波線舗装改良工事（花29-1）、仁戸名町平山町線舗装改良工事（若29-1）、（主）千葉臼井印西線舗装改良工事（若29-1）、千葉市営住宅宮野木町第2団地建替屋外整備工事（29-1）、急傾斜地崩壊防止工事（園生町29-1工区）] 千葉市土木工事共通仕様書によると、受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり、半日以上の時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならないとされて</p>	<p>安全に関する研修・訓練等の実施については、平成30年12月3日に建設局長から局内工事担当課長等に対し文書で通知し、千葉市土木工事共通仕様書に基づき、適正に実施するよう受注者へ指導するとともに、毎月の</p>

<p>いる。</p> <p>しかしながら、当該工事5件においては、安全に関する研修・訓練等を実施していたが、作業員全員が参加していなかった。</p> <p>安全に関する研修・訓練等の実施については、千葉市土木工事共通仕様書に基づき適正に行われたい。</p>	<p>工事履行報告書提出時に研修・訓練等における実施状況の確認を徹底するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>3 施工について改善すべき事項</p> <p>(5) 工事中において公衆の安全を確保すべきもの</p> <p>[建設局：多部田町160号線外1側溝新設工事(若29-1)、自転車駐車場利用案内看板外設置工事(29-1)]</p> <p>[水道局：送水管布設工事(29-1工区)]</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱によると、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し又は機械類を置く等工事のために使用する区域(以下「作業場」という。)を周囲から明確に区分し、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならないとされている。</p> <p>また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保安灯、セイフティコーン等で十分確保される場合には、これをもって代えることができるものとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事3件においては、施工計画で作業場を明確に区分する計画としていたにもかかわらず、作業場の区分が不明確で、さく等の設置もなかった。</p> <p>工事中においては、公衆の安全を確保するよう建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき適正に行われたい。</p>	<p>工事中における公衆の安全確保については、平成30年12月3日に建設局長から局内工事担当課長等に対し、また、水道局長から局内工事担当課長に対し文書で通知し、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、公衆の安全を適正に確保するよう受注者へ指導するとともに、安全点検調査票により現場の点検を徹底するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>